平成23年３月18日
号外第１号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報

■　目　次　■

告　示
○秋田県容器包装廃棄物の分別収集の促進に関する計画（第６期）の公表（１５２・環境整備課）……1

規　　則

秋田県告示第152号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成７年法律第112号）第９条第１項の規定により、秋田県容器包装廃棄物の分別収集の促進に関する計画（第６期）を次のとおり定めたので、同条第５項の規定に基づき、公表する。

平成23年３月18日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

秋田県容器包装廃棄物の分別収集の促進に関する計画（第６期）

１　計画策定の意義

本県では、循環型社会の構築を目指し、その指針となるべき第２次秋田県廃棄物処理計画を平成18年４月に策定しました。

平成14年５月に策定した第１次計画をベースに、これまでの社会経済システムやライフスタイルの変化に対応して内容を見直し、第２次計画では３Ｒ（Reduce：発生抑制、Reuse：再使用、Recycle：再生利用）を基本とした廃棄物の減量化及びリサイクルを一層進める必要があるとしています。さらに具体的な行動指針として、一般廃棄物については排出量を22％削減し、リサイクル率を15.6％から24.1％へ向上させ、最終処分量を半減させるという目標（平成11年度に対する平成22年度までの目標）を設定しています。しかしながら、平成21年度のリサイクル率は17.2％と目標値を大きく下回っており、分別の徹底や再資源化の更なる取り組みを進める必要があります。

容器包装廃棄物については、家庭ごみの容積比で約６割、重量比で約２～３割を占めており、かつ、再生資源としての利用が可能であることから、各市町村等においては、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）」第８条の規定に基づく分別収集計画を策定し、それに従い計画的な分別収集を実施しています。

容器包装リサイクル法では、容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出し、市町村が分別収集し、製造・販売事業者は再商品化することで、廃棄物の削減に取り組むことを義務付けています。

容器包装リサイクル法は平成12年４月から施行されており、施行後10年を経過し、この間に生じた一般廃棄物の排出量の高止まり、容器包装リサイクルのコスト増加などの課題に対応するため、平成18年に一部が改正されました。この改正において、レジ袋対策等による排出抑制の促進、事業者が市町村に資金を拠出する仕組み等による質の高い分別収集・再商品化の推進、そのほか、事業者間の公平性の確保、円滑な再商品化などに取り組むこととしています。

このような状況を踏まえ、容器包装リサイクル法第９条の規定に基づき、平成20年３月に策定した第５期の秋田県容器包装廃棄物の分別収集の促進に関する計画（以下「秋田県分別収集促進計画」という。）の見直しを行いました。見直し後の計画は、分別収集品目及び収集量の向上による各市町村の目標を示しており、消費者及び事業者とともに連携して、分別収集を確実に促進するためのものです。

２　基本的方向

第６期の秋田県分別収集促進計画を実施するに当たっての基本的方向は、次のとおりです。

⑴　容器包装廃棄物の排出を抑制するとともに、積極的に分別収集及び再商品化を促進し、さらに、再商品化をして得られた物についてその積極的な利用に努め、全体の調和を図りながら、これらを推進していきます。

⑵　消費者は分別排出、市町村等は分別収集、事業者は再商品化という適切な役割分担の下、容器包装廃棄物の分別収集及び分別基準適合物の再商品化が実施されるよう、それぞれの積極的な参加を促進します。

３　計画期間

第６期の秋田県分別収集促進計画の計画期間は、平成23年４月を始期とする５年間とし、容器包装リサイクル法第９条第１項に基づき３年ごとに計画の内容の見直しを行います。

４　対象品目

第６期の秋田県分別収集促進計画は、容器包装廃棄物のうち市町村等が容器包装リサイクル法第10条の規定に基づき分別収集を実施するガラス製容器（無色、茶色、その他の３色に分別）、飲料用紙製容器包装、段ボール製容器包装、その他の紙製容器包装、ペットボトル、その他のプラスチック製容器包装（白色トレイのみを分別収集することも可能）、スチール製容器包装及びアルミニウム製容器包装を対象とします。

５　県内の容器包装廃棄物について、各年度における市町村別の排出量の見込み及び当該排出見込量を合算して得られる量（容器包装リサイクル法第９条第２項第１号）

別表１のとおり

６　県内において得られる分別基準適合物について、各年度において得られる特定分別基準適合物ごとの市町村別の量の見込み及び当該見込量を合算して得られる各年度における特定分別基準適合物ごとの量（容器包装リサイクル法第９条第２項第２号）

⑴　商品の容器のうち、主としてガラス製のものであって無色のものに係る分別基準適合物

別表２⑴のとおり

⑵　商品の容器のうち、主としてガラス製のものであって茶色のものに係る分別基準適合物

別表２⑵のとおり

⑶　商品の容器のうち、主としてガラス製のものであって無色又は茶色のもの以外のものに係る分別基準適合物

別表２⑶のとおり

⑷　商品の容器包装のうち、主として紙製のものであって飲料用紙製容器包装又は段ボール製容器包装以外のものに係る分別基準適合物

別表２⑷のとおり

⑸　商品の容器のうち、主としてポリエチレンテレフタレート製のもの（飲料又はしょうゆを充てんするためのものに限る。）に係る分別基準適合物

別表２⑸のとおり

⑹　商品の容器包装のうち、主としてプラスチック製のものであってポリエチレンテレフタレート製容器以外のもの（白色トレイを除く。）に係る分別基準適合物

別表２⑹のとおり

⑺　商品の容器包装のうち、主としてプラスチック製のものであってポリエチレンテレフタレート製容器以外のもののうち白色トレイに係る分別基準適合物

別表２⑺のとおり

７　県内において得られる容器包装リサイクル法第２条第６項に規定する主務省令で定める物について、各年度における市町村別の量の見込み及び当該見込量を合算して得られる量（容器包装リサイクル法第９条第２項第３号）

⑴　主として鋼製の容器包装に係る物

別表３⑴のとおり

⑵　主としてアルミニウム製の容器包装に係る物

別表３⑵のとおり

⑶　主として段ボール製の容器包装に係る物

別表３⑶のとおり

⑷　主として紙製の容器包装であって、飲料を充てんするための容器（原材料としてアルミニウムが利用されているもの及び主として段ボール製のものを除く。）に係る物

別表３⑷のとおり

８　分別収集の促進に関する事項（容器包装リサイクル法第９条第２項第４号）

県内においてペットボトルは全ての市町村で分別収集が実施されています。さらに、ガラス製容器は現在でも８割以上の市町村で分別収集が実施されていますが、本計画では全ての市町村が分別収集を実施することとしています。また、これまで分別収集実績の少なかったプラスチック製容器や紙パックについても、今後は増加することが見込まれています。今後も市町村に対し、分別収集の実施に係る積極的な技術的支援を行っていきます。

⑴　容器包装廃棄物の排出の抑制及び分別収集の促進の意義に関する知識の普及に関する事項

ア　啓発普及活動

循環型社会づくりへの取組を広く喚起するため、特定非営利活動法人環境あきた県民フォーラムをはじめとする民間団体による活動への支援、あきたエコ＆リサイクルフェスティバル、環境あきた県民塾の開催等を通じて、廃棄物の減量化及びリサイクルに関する啓発普及活動を実施します。

イ　実践活動

買い物袋持参運動及びグリーン購入促進運動の推進、リサイクル製品認定制度の周知及び活用等、廃棄物の減量化及びリサイクルに関する実践活動を展開します。

⑵　県内の市町村相互間の分別収集に関する情報の交換の促進に関する事項

秋田県分別収集促進計画を円滑に推進していくためには、市町村相互間の情報交換や連携が必要となります。そのため、市町村等に対し国の最新の動向並びに廃棄物のリサイクル及び適正処理に関する情報交換の機会を提供するとともに、市町村分別収集計画に基づく分別収集の品目ごとの実施状況及び収集体制の実態を把握しながら、各市町村と連携を図り、分別収集を促進します。また、特に本県においてリサイクルが進んでいないプラスチック製容器包装に関する情報提供や技術的支援を行っていきます。

(3)　その他の分別収集の促進に関する事項

ア　リサイクルセンターの整備促進

平成11年度に策定した秋田県一般廃棄物リサイクル拠点施設整備構想を踏まえ、市町村合併の状況に応じて、資源化施設、ストックヤード等容器包装リサイクルに必要な関連施設の整備を促進します。

イ　環境保全活動への支援

環境あきた県民塾等を通じて各地域におけるリサイクル推進活動の担い手を育成するとともに、地域ごみゼロ推進会議の活動への支援等を通じてリサイクルの推進に向けた団体、企業、自治体等の連携の充実及び強化を促進します。

ウ　リサイクル産業の活性化の推進

県及び市町村における認定リサイクル製品の優先的な使用、各種支援制度の活用等を通じて、県内リサイクル関連産業の育成及び活性化を推進します。

エ　率先活動の実践等

県では、国際規格であるＩＳＯ14001の認証を取得していたことによる経験を生かし、県独自の環境マネジメントシステムである「あきたエコマネジメントシステム」を構築しました。このマネジメントシステムに基づき、エコマーク認定商品の購入並びに廃棄物の分別により、廃棄物の排出量の削減及び再生利用を率先して進めるほか、あきた環境優良事業所認定制度（秋田版ミニＩＳＯ）の普及支援等を通じて民間事業所の廃棄物の減量化及びリサイクルへの取組を促進します。また、市町村に対してもこうした取組を率先して進めるよう働きかけます。

オ　民間で行われているリサイクル状況の把握等

民間主導で行われている一般廃棄物のリサイクル状況等について実態調査を行い、本県におけるリサイクルの正確な情報を把握します。また、その結果を市町村に情報提供し、ごみの減量化やリサイクルに関する施策に反映させるよう働きかけます。

別表１　県内の容器包装廃棄物について、各年度における市町村別の排出量の見込み及び当該排出見込量を合算して得られる量

（単位：ｔ）

市町村（組合）	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
秋田市	31,649.00	31,285.00	31,012.00	30,742.00	30,559.00
能代市	5,446.00	5,424.00	5,402.00	5,385.00	5,368.00
横手市	6,893.00	6,879.00	6,866.00	6,853.00	6,842.00
大館市	5,029.00	4,932.10	4,836.80	4,742.90	4,650.50
男鹿市	2,093.00	2,058.00	2,024.00	1,991.00	1,959.00
湯沢市	1,545.00	1,514.00	1,483.00	1,453.00	1,423.00
由利本荘市	3,151.00	3,064.00	3,022.00	2,981.00	2,940.00
潟上市	3,529.54	3,466.17	3,465.77	3,455.40	3,445.07
大仙市	8,460.00	8,214.00	8,010.00	7,810.00	7,614.00
北秋田市	825.00	814.00	800.00	790.00	777.00
にかほ市	833.00	825.00	818.00	809.00	802.00
仙北市	1,032.00	1,029.00	1,023.00	1,017.00	1,015.00
上小阿仁村	77.00	76.00	74.00	73.00	71.00
藤里町	130.00	128.00	125.00	123.00	120.00
三種町	1,273.00	1,267.00	1,262.00	1,256.00	1,251.00
八峰町	517.00	511.00	505.00	499.00	492.00
五城目町	326.00	323.00	316.00	316.00	316.00
八郎潟町	146.00	145.00	143.00	142.00	140.00
井川町	180.00	178.00	176.00	174.00	172.00
大潟村	78.00	78.00	78.00	78.00	78.00
美郷町	1,131.00	1,119.00	1,107.00	1,095.00	1,083.00
羽後町	323.00	327.00	327.00	327.00	327.00
東成瀬村	106.00	104.00	101.00	98.00	97.00
鹿角広域行政組合	3,615.00	3,571.00	3,534.00	3,500.00	3,471.00
鹿角市	3,091.00	3,057.00	3,030.00	3,004.00	2,983.00
小坂町	524.00	514.00	504.00	496.00	488.00
合算量	78,387.54	77,331.27	76,510.57	75,710.30	75,012.57

別表２　県内において得られる分別基準適合物について、各年度において得られる特定分別基準適合物ごとの市町村別の量の見込み及び当該見込量を合算して得られる各年度における特定分別基準適合物ごとの量

⑴　商品の容器のうち、主としてガラス製のものであって無色のものに係る分別基準適合物

（単位：ｔ）

市町村（組合）	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
秋田市	905.00 (0.00)	899.00 (0.00)	894.00 (0.00)	889.00 (0.00)	884.00 (0.00)
能代市	160.00 (0.00)	160.00 (0.00)	160.00 (0.00)	160.00 (0.00)	160.00 (0.00)
横手市	382.00 (45.00)	382.00 (45.00)	382.00 (45.00)	378.00 (45.00)	378.00 (45.00)
大館市	320.10 (320.10)	313.90 (313.90)	307.90 (307.90)	301.90 (301.90)	296.00 (296.00)
男鹿市	60.00 (0.00)	59.00 (0.00)	58.00 (0.00)	57.00 (0.00)	56.00 (0.00)
湯沢市	141.00 (0.00)	141.00 (0.00)	141.00 (0.00)	141.00 (0.00)	141.00 (0.00)
由利本荘市	110.00 (110.00)	105.00 (105.00)	102.00 (102.00)	99.00 (99.00)	97.00 (97.00)
潟上市	41.52 (0.00)	40.78 (0.00)	33.67 (0.00)	33.57 (0.00)	33.46 (0.00)
大仙市	197.00 (197.00)	203.00 (203.00)	209.00 (209.00)	214.00 (214.00)	219.00 (219.00)
北秋田市	106.00 (0.00)	105.00 (0.00)	103.00 (0.00)	102.00 (0.00)	100.00 (0.00)
にかほ市	45.00 (45.00)	44.00 (44.00)	43.00 (43.00)	42.00 (42.00)	42.00 (42.00)
仙北市	78.00 (78.00)	78.00 (78.00)	78.00 (78.00)	77.00 (77.00)	77.00 (77.00)
上小阿仁村	6.30 (0.00)	6.20 (0.00)	6.10 (0.00)	6.00 (0.00)	5.80 (0.00)
藤里町	10.00 (0.00)	10.00 (0.00)	10.00 (0.00)	10.00 (0.00)	10.00 (0.00)
三種町	45.35 (45.35)	45.99 (45.99)	46.64 (46.64)	47.30 (47.30)	47.97 (47.97)
八峰町	13.00 (5.00)	13.00 (5.00)	12.00 (5.00)	12.00 (5.00)	12.00 (5.00)
五城目町	17.00 (0.00)	17.00 (0.00)	17.00 (0.00)	17.00 (0.00)	17.00 (0.00)
八郎潟町	8.00 (0.00)	8.00 (0.00)	8.00 (0.00)	8.00 (0.00)	8.00 (0.00)
井川町	15.00 (0.00)	15.00 (0.00)	15.00 (0.00)	15.00 (0.00)	15.00 (0.00)
大潟村	18.00 (0.00)	18.00 (0.00)	18.00 (0.00)	18.00 (0.00)	18.00 (0.00)
美郷町	21.00 (21.00)	20.00 (20.00)	20.00 (20.00)	20.00 (20.00)	20.00 (20.00)
羽後町	16.00 (16.00)	17.00 (17.00)	17.00 (17.00)	17.00 (17.00)	17.00 (17.00)
東成瀬村	6.40 (0.00)	6.30 (0.00)	6.10 (0.00)	6.00 (0.00)	5.80 (0.00)
鹿角広域行政組合	110.00 (0.00)	108.00 (0.00)	106.00 (0.00)	105.00 (0.00)	104.00 (0.00)
鹿角市	94.00 (0.00)	92.00 (0.00)	91.00 (0.00)	90.00 (0.00)	89.00 (0.00)
小坂町	16.00 (0.00)	16.00 (0.00)	15.00 (0.00)	15.00 (0.00)	15.00 (0.00)
合算量	2,831.67 (882.45)	2,815.17 (876.89)	2,793.41 (873.54)	2,775.77 (868.20)	2,764.03 (865.97)

（注）　括弧内の量は、指定法人による引取りではなく、市町村が独自に処理を行う予定量を示します。

⑵　商品の容器のうち、主としてガラス製のものであって茶色のものに係る分別基準適合物

（単位：ｔ）

市町村（組合）	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
秋田市	657.00 (0.00)	653.00 (0.00)	649.00 (0.00)	646.00 (0.00)	642.00 (0.00)
能代市	225.00 (50.00)	225.00 (50.00)	225.00 (50.00)	225.00 (50.00)	225.00 (50.00)
横手市	597.00 (73.00)	597.00 (73.00)	597.00 (73.00)	589.00 (72.00)	589.00 (72.00)
大館市	240.10 (240.10)	235.40 (235.40)	230.90 (230.90)	226.40 (226.40)	222.00 (222.00)
男鹿市	140.00 (0.00)	137.00 (0.00)	135.00 (0.00)	133.00 (0.00)	131.00 (0.00)
湯沢市	377.00 (0.00)	377.00 (0.00)	377.00 (0.00)	377.00 (0.00)	377.00 (0.00)
由利本荘市	359.00 (359.00)	340.00 (340.00)	332.00 (332.00)	323.00 (323.00)	315.00 (315.00)
潟上市	149.48 (0.00)	146.81 (0.00)	146.22 (0.00)	145.64 (0.00)	145.05 (0.00)
大仙市	112.00 (112.00)	115.00 (115.00)	118.00 (118.00)	121.00 (121.00)	124.00 (124.00)
北秋田市	182.00 (0.00)	179.00 (0.00)	176.00 (0.00)	174.00 (0.00)	171.00 (0.00)
にかほ市	161.00 (161.00)	159.00 (159.00)	156.00 (156.00)	153.00 (153.00)	151.00 (151.00)
仙北市	108.00 (108.00)	108.00 (108.00)	107.00 (107.00)	107.00 (107.00)	106.00 (106.00)
上小阿仁村	13.40 (0.00)	13.20 (0.00)	13.10 (0.00)	12.70 (0.00)	12.40 (0.00)
藤里町	23.00 (0.00)	23.00 (0.00)	23.00 (0.00)	23.00 (0.00)	23.00 (0.00)
三種町	75.58 (75.58)	76.65 (76.65)	77.73 (77.73)	78.83 (78.83)	79.94 (79.94)
八峰町	49.00 (30.00)	49.00 (30.00)	48.00 (30.00)	47.00 (29.00)	47.00 (29.00)
五城目町	34.00 (0.00)	34.00 (0.00)	33.00 (0.00)	33.00 (0.00)	33.00 (0.00)
八郎潟町	19.00 (0.00)	19.00 (0.00)	19.00 (0.00)	19.00 (0.00)	18.00 (0.00)
井川町	29.00 (0.00)	30.00 (0.00)	30.00 (0.00)	30.00 (0.00)	30.00 (0.00)
大潟村	10.00 (0.00)	10.00 (0.00)	10.00 (0.00)	10.00 (0.00)	10.00 (0.00)
美郷町	71.00 (71.00)	70.00 (70.00)	69.00 (69.00)	68.00 (68.00)	67.00 (67.00)
羽後町	61.00 (61.00)	62.00 (62.00)	62.00 (62.00)	62.00 (62.00)	62.00 (62.00)
東成瀬村	17.20 (0.00)	16.80 (0.00)	16.40 (0.00)	16.00 (0.00)	15.60 (0.00)
鹿角広域行政組合	209.00 (0.00)	206.00 (0.00)	203.00 (0.00)	200.00 (0.00)	198.00 (0.00)
鹿角市	179.00 (0.00)	176.00 (0.00)	174.00 (0.00)	172.00 (0.00)	170.00 (0.00)
小坂町	30.00 (0.00)	30.00 (0.00)	29.00 (0.00)	28.00 (0.00)	28.00 (0.00)
合算量	3,918.76 (1340.68)	3,881.86 (1319.05)	3,853.35 (1305.63)	3,819.57 (1290.23)	3,793.99 (1277.94)

（注）　括弧内の量は、指定法人による引取りではなく、市町村が独自に処理を行う予定量を示します。

⑶　商品の容器のうち、主としてガラス製のものであって無色又は茶色のもの以外のものに係る分別基準適合物

（単位：ｔ）

市町村（組合）	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
秋田市	471.00 (0.00)	468.00 (0.00)	466.00 (0.00)	463.00 (0.00)	460.00 (0.00)
能代市	90.00 (0.00)	90.00 (0.00)	90.00 (0.00)	90.00 (0.00)	90.00 (0.00)
横手市	251.00 (41.00)	251.00 (41.00)	251.00 (41.00)	248.00 (41.00)	248.00 (41.00)
大館市	80.00 (80.00)	78.40 (78.40)	77.00 (77.00)	75.50 (75.50)	74.00 (74.00)
男鹿市	98.00 (0.00)	97.00 (0.00)	95.00 (0.00)	94.00 (0.00)	92.00 (0.00)
湯沢市	81.00 (0.00)	81.00 (0.00)	81.00 (0.00)	81.00 (0.00)	81.00 (0.00)
由利本荘市	94.00 (94.00)	90.00 (90.00)	88.00 (88.00)	85.00 (85.00)	83.00 (83.00)
潟上市	207.62 (0.00)	203.89 (0.00)	203.07 (0.00)	202.26 (0.00)	201.45 (0.00)
大仙市	43.00 (43.00)	44.00 (44.00)	45.00 (45.00)	46.00 (46.00)	47.00 (47.00)
北秋田市	38.00 (0.00)	37.00 (0.00)	37.00 (0.00)	36.00 (0.00)	36.00 (0.00)
にかほ市	42.00 (42.00)	41.00 (41.00)	41.00 (41.00)	41.00 (41.00)	39.00 (39.00)
仙北市	23.00 (23.00)	23.00 (23.00)	22.00 (22.00)	22.00 (22.00)	22.00 (22.00)
上小阿仁村	1.90 (0.00)	1.90 (0.00)	1.90 (0.00)	1.80 (0.00)	1.80 (0.00)
藤里町	5.00 (0.00)	5.00 (0.00)	5.00 (0.00)	5.00 (0.00)	5.00 (0.00)
三種町	16.49 (16.40)	16.72 (16.70)	16.96 (16.90)	17.20 (17.20)	17.44 (17.40)
八峰町	7.00 (3.00)	7.00 (3.00)	7.00 (3.00)	7.00 (3.00)	7.00 (3.00)
五城目町	7.00 (0.00)	7.00 (0.00)	7.00 (0.00)	7.00 (0.00)	7.00 (0.00)
八郎潟町	14.00 (0.00)	14.00 (0.00)	13.00 (0.00)	13.00 (0.00)	13.00 (0.00)
井川町	7.00 (0.00)	7.00 (0.00)	7.00 (0.00)	7.00 (0.00)	7.00 (0.00)
大潟村	7.00 (0.00)	7.00 (0.00)	7.00 (0.00)	7.00 (0.00)	7.00 (0.00)
美郷町	10.00 (10.00)	10.00 (10.00)	10.00 (10.00)	9.00 (9.00)	9.00 (9.00)
羽後町	12.00 (12.00)	13.00 (13.00)	13.00 (13.00)	13.00 (13.00)	13.00 (13.00)
東成瀬村	3.30 (0.00)	3.20 (0.00)	3.10 (0.00)	3.00 (0.00)	3.00 (0.00)
鹿角広域行政組合	49.00 (0.00)	48.00 (0.00)	47.00 (0.00)	47.00 (0.00)	46.00 (0.00)
鹿角市	42.00 (0.00)	41.00 (0.00)	40.00 (0.00)	40.00 (0.00)	40.00 (0.00)
小坂町	7.00 (0.00)	7.00 (0.00)	7.00 (0.00)	7.00 (0.00)	6.00 (0.00)
合算量	1,658.31 (364.40)	1,644.11 (360.10)	1,634.03 (356.90)	1,620.76 (352.70)	1,609.69 (348.40)

（注）　括弧内の量は、指定法人による引取りではなく、市町村が独自に処理を行う予定量を示します。

⑷　商品の容器包装のうち、主として紙製のものであって飲料用紙製容器包装又は段ボール製容器包装以外のものに係る分別基準適合物

（単位：ｔ）

市町村（組合）	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
秋田市	―	―	―	―	―
能代市	―	―	―	―	―
横手市	―	―	―	―	―
大館市	―	―	―	―	―
男鹿市	―	―	―	―	―
湯沢市	―	―	―	―	―
由利本荘市	―	―	―	―	―
潟上市	444.90 (444.90)	436.91 (436.91)	444.76 (444.76)	452.57 (452.57)	469.04 (469.04)
大仙市	―	―	―	―	―
北秋田市	―	―	―	―	―
にかほ市	―	―	―	―	―
仙北市	―	―	―	―	―
上小阿仁村	―	―	―	―	―
藤里町	―	―	―	―	―
三種町	―	―	―	―	―
八峰町	―	―	―	―	―
五城目町	―	―	―	―	―
八郎潟町	―	―	―	―	―
井川町	5.00 (0.00)	5.00 (0.00)	5.00 (0.00)	5.00 (0.00)	5.00 (0.00)
大潟村	―	―	―	―	―
美郷町	―	―	―	―	―
羽後町	―	―	―	―	―
東成瀬村	―	―	―	―	―
鹿角広域行政組合	―	―	―	―	―
鹿角市	―	―	―	―	―
小坂町	―	―	―	―	―
合算量	449.90 (444.90)	441.91 (436.91)	449.76 (444.76)	457.57 (452.57)	474.04 (469.04)

（注）　括弧内の量は、指定法人による引取りではなく、市町村が独自に処理を行う予定量を示します。

⑸　商品の容器のうち、主としてポリエチレンテレフタレート製のもの（飲料又はしょうゆを充てんするためのものに限る。）に係る分別基準適合物

（単位：ｔ）

市町村（組合）	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
秋田市	857.00 (0.00)	852.00 (0.00)	847.00 (0.00)	842.00 (0.00)	837.00 (0.00)
能代市	140.00 (0.00)	140.00 (0.00)	140.00 (0.00)	140.00 (0.00)	140.00 (0.00)
横手市	177.00 (17.00)	176.00 (17.00)	175.00 (17.00)	174.00 (17.00)	174.00 (17.00)
大館市	202.30 (0.00)	198.40 (0.00)	194.60 (0.00)	190.70 (0.00)	187.00 (0.00)
男鹿市	56.00 (0.00)	55.00 (0.00)	54.00 (0.00)	53.00 (0.00)	52.00 (0.00)
湯沢市	58.00 (0.00)	58.00 (0.00)	57.00 (0.00)	57.00 (0.00)	56.00 (0.00)
由利本荘市	176.00 (0.00)	174.00 (0.00)	173.00 (0.00)	172.00 (0.00)	171.00 (0.00)
潟上市	94.91 (0.00)	93.21 (0.00)	101.63 (0.00)	101.19 (0.00)	103.17 (0.00)
大仙市	200.00 (150.00)	205.00 (154.00)	209.00 (157.00)	213.00 (160.00)	216.00 (162.00)
北秋田市	79.00 (0.00)	78.00 (0.00)	77.00 (0.00)	76.00 (0.00)	75.00 (0.00)
にかほ市	89.00 (0.00)	89.00 (0.00)	89.00 (0.00)	89.00 (0.00)	89.00 (0.00)
仙北市	91.00 (91.00)	91.00 (91.00)	90.00 (90.00)	89.00 (89.00)	89.00 (89.00)
上小阿仁村	3.90 (0.00)	3.90 (0.00)	3.80 (0.00)	3.70 (0.00)	3.60 (0.00)
藤里町	9.00 (0.00)	9.00 (0.00)	9.00 (0.00)	9.00 (0.00)	9.00 (0.00)
三種町	37.05 (37.05)	37.57 (37.57)	38.10 (38.10)	38.64 (38.64)	39.19 (39.19)
八峰町	18.00 (11.00)	17.00 (10.00)	17.00 (10.00)	17.00 (10.00)	17.00 (10.00)
五城目町	13.00 (0.00)	12.00 (0.00)	12.00 (0.00)	12.00 (0.00)	12.00 (0.00)
八郎潟町	15.00 (0.00)	15.00 (0.00)	15.00 (0.00)	15.00 (0.00)	15.00 (0.00)
井川町	5.00 (0.00)	5.00 (0.00)	5.00 (0.00)	5.00 (0.00)	5.00 (0.00)
大潟村	10.00 (0.00)	10.00 (0.00)	10.00 (0.00)	10.00 (0.00)	10.00 (0.00)
美郷町	38.00 (28.00)	37.00 (28.00)	37.00 (28.00)	36.00 (27.00)	36.00 (27.00)
羽後町	25.00 (0.00)	25.00 (0.00)	25.00 (0.00)	25.00 (0.00)	25.00 (0.00)
東成瀬村	10.10 (10.10)	9.90 (9.90)	9.60 (9.60)	9.40 (9.40)	9.20 (9.20)
鹿角広域行政組合	77.00 (0.00)	76.00 (0.00)	75.00 (0.00)	74.00 (0.00)	72.00 (0.00)
鹿角市	66.00 (0.00)	65.00 (0.00)	64.00 (0.00)	63.00 (0.00)	62.00 (0.00)
小坂町	11.00 (0.00)	11.00 (0.00)	11.00 (0.00)	11.00 (0.00)	10.00 (0.00)
合算量	2,481.26 (344.15)	2,466.98 (347.47)	2,463.73 (349.70)	2,451.63 (351.04)	2,442.16 (353.39)

（注）　括弧内の量は、指定法人による引取りではなく、市町村が独自に処理を行う予定量を示します。

⑹　商品の容器包装のうち、主としてプラスチック製のものであってポリエチレンテレフタレート製容器以外のもの（白色トレイを除く。）に係る分別基準適合物

（単位：ｔ）

市町村（組合）	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
秋田市	— —	— —	— —	— —	— —
能代市	190.00 (0.00)	190.00 (0.00)	190.00 (0.00)	190.00 (0.00)	190.00 (0.00)
横手市	245.00 (21.00)	244.00 (21.00)	243.00 (20.00)	242.00 (20.00)	241.00 (20.00)
大館市	— —	— —	— —	— —	— —
男鹿市	— —	— —	— —	— —	— —
湯沢市	138.00 (0.00)	137.00 (0.00)	136.00 (0.00)	135.00 (0.00)	134.00 (0.00)
由利本荘市	— —	— —	— —	— —	— —
潟上市	17.80 (0.00)	2.48 (0.00)	2.58 (0.00)	2.63 (0.00)	2.68 (0.00)
大仙市	— —	— —	— —	— —	— —
北秋田市	89.00 (0.00)	88.00 (0.00)	87.00 (0.00)	86.00 (0.00)	84.00 (0.00)
にかほ市	— —	— —	— —	— —	— —
仙北市	— —	— —	— —	— —	— —
上小阿仁村	9.10 (0.00)	9.00 (0.00)	8.90 (0.00)	8.70 (0.00)	8.40 (0.00)
藤里町	— —	— —	— —	— —	— —
三種町	— —	— —	— —	— —	— —
八峰町	— —	— —	— —	— —	— —
五城目町	— —	— —	— —	— —	— —
八郎潟町	— —	— —	— —	— —	— —
井川町	3.00 (0.00)	3.00 (0.00)	3.00 (0.00)	3.00 (0.00)	3.00 (0.00)
大潟村	— —	— —	— —	— —	— —
美郷町	— —	— —	— —	— —	— —
羽後町	58.00 (0.00)	60.00 (0.00)	60.00 (0.00)	60.00 (0.00)	60.00 (0.00)
東成瀬村	10.10 (0.00)	9.90 (0.00)	9.60 (0.00)	9.40 (0.00)	9.20 (0.00)
鹿角広域行政組合	— —	— —	— —	— —	— —
鹿角市	— —	— —	— —	— —	— —
小坂町	— —	— —	— —	— —	— —
合算量	760.00 (21.00)	743.38 (21.00)	740.08 (20.00)	736.73 (20.00)	732.28 (20.00)

（注）　括弧内の量は、指定法人による引取りではなく、市町村が独自に処理を行う予定量を示します。

⑺　商品の容器包装のうち、主としてプラスチック製のものであってポリエチレンテレフタレート製容器以外のもののうち白色トレイに係る分別基準適合物

（単位：ｔ）

市町村（組合）	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
秋田市	— —	— —	— —	— —	— —
能代市	10.00 (0.00)	10.00 (0.00)	10.00 (0.00)	10.00 (0.00)	10.00 (0.00)
横手市	— —	— —	— —	— —	— —
大館市	— —	— —	— —	— —	— —
男鹿市	— —	— —	— —	— —	— —
湯沢市	— —	— —	— —	— —	— —
由利本荘市	— —	— —	— —	— —	— —
潟上市	— —	15.00 (0.00)	15.93 (0.00)	15.80 (0.00)	15.67 (0.00)
大仙市	— —	— —	— —	— —	— —
北秋田市	9.00 (0.00)	9.00 (0.00)	8.00 (0.00)	8.00 (0.00)	8.00 (0.00)
にかほ市	— —	— —	— —	— —	— —
仙北市	2.00 (2.00)	2.00 (2.00)	2.00 (2.00)	2.00 (2.00)	2.00 (2.00)
上小阿仁村	0.40 (0.00)	0.40 (0.00)	0.40 (0.00)	0.40 (0.00)	0.40 (0.00)
藤里町	— —	— —	— —	— —	— —
三種町	— —	— —	— —	— —	— —
八峰町	— —	— —	— —	— —	— —
五城目町	— —	— —	— —	— —	— —
八郎潟町	— —	— —	— —	— —	— —
井川町	— —	— —	— —	— —	— —
大潟村	— —	— —	— —	— —	— —
美郷町	— —	— —	— —	— —	— —
羽後町	— —	— —	— —	— —	— —
東成瀬村	— —	— —	— —	— —	— —
鹿角広域行政組合	— —	— —	— —	— —	— —
鹿角市	— —	— —	— —	— —	— —
小坂町	— —	— —	— —	— —	— —
合算量	21.40 (2.00)	36.40 (2.00)	36.33 (2.00)	36.20 (2.00)	36.07 (2.00)

（注）　括弧内の量は、指定法人による引取りではなく、市町村が独自に処理を行う予定量を示します。

別表３　県内において得られる容器包装リサイクル法第２条第６項に規定する主務省令で定める物について、各年度における市町村別の量の見込み及び当該見込量を合算して得られる量

⑴　主として鋼製の容器包装に係る物

（単位：ｔ）

市町村（組合）	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
秋田市	560.00	556.00	553.00	550.00	547.00
能代市	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00
横手市	276.00	276.00	276.00	273.00	273.00
大館市	225.10	220.70	216.50	212.20	208.10
男鹿市	86.00	84.00	83.00	81.00	80.00
湯沢市	148.00	147.00	146.00	145.00	144.00
由利本荘市	231.00	222.00	218.00	214.00	210.00
潟上市	397.21	399.08	408.78	412.67	419.67
大仙市	128.00	131.00	134.00	136.00	138.00
北秋田市	83.00	82.00	80.00	79.00	78.00
にかほ市	138.00	136.00	136.00	134.00	134.00
仙北市	119.00	119.00	119.00	118.00	118.00
上小阿仁村	4.70	4.60	4.60	4.50	4.40
藤里町	15.00	15.00	15.00	15.00	15.00
三種町	56.29	57.08	57.89	58.70	59.53
八峰町	20.00	19.00	19.00	19.00	19.00
五城目町	12.00	12.00	11.00	11.00	11.00
八郎潟町	20.00	20.00	20.00	20.00	19.00
井川町	28.00	28.00	28.00	28.00	28.00
大潟村	12.00	12.00	12.00	12.00	12.00
美郷町	112.00	111.00	110.00	109.00	108.00
羽後町	53.00	52.00	52.00	52.00	52.00
東成瀬村	10.00	9.80	9.60	9.40	9.20
鹿角広域行政組合	166.00	163.00	161.00	158.00	157.00
鹿角市	142.00	140.00	138.00	136.00	135.00
小坂町	24.00	23.00	23.00	22.00	22.00
合算量	3,050.30	3,026.26	3,020.37	3,001.47	2,993.90

⑵　主としてアルミニウム製の容器包装に係る物

（単位：ｔ）

市町村（組合）	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
秋田市	521.00	518.00	515.00	512.00	509.00
能代市	60.00	60.00	60.00	60.00	60.00
横手市	299.00	299.00	299.00	296.00	296.00
大館市	100.00	98.10	96.20	94.30	92.50
男鹿市	49.00	48.00	48.00	47.00	46.00
湯沢市	79.00	78.00	77.00	76.00	75.00
由利本荘市	108.00	109.00	110.00	111.00	111.00
潟上市	190.06	186.65	194.17	197.50	200.81
大仙市	96.00	99.00	101.00	104.00	107.00
北秋田市	57.00	56.00	56.00	55.00	54.00
にかほ市	59.00	59.00	58.00	58.00	57.00
仙北市	93.00	92.00	92.00	91.00	91.00
上小阿仁村	2.80	2.80	2.80	2.70	2.60
藤里町	8.00	8.00	8.00	8.00	8.00
三種町	36.52	37.03	37.56	38.09	38.62
八峰町	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00
五城目町	7.00	7.00	7.00	7.00	7.00
八郎潟町	7.00	6.00	6.00	6.00	6.00
井川町	14.00	14.00	14.00	15.00	15.00
大潟村	7.00	7.00	7.00	7.00	7.00
美郷町	53.00	52.00	51.00	50.00	49.00
羽後町	31.00	30.00	30.00	30.00	30.00
東成瀬村	6.00	5.90	5.80	5.60	5.50
鹿角広域行政組合	82.00	80.00	79.00	78.00	77.00
鹿角市	70.00	69.00	68.00	67.00	66.00
小坂町	12.00	11.00	11.00	11.00	11.00
合算量	1,970.38	1,957.48	1,959.53	1,954.19	1,950.03

⑶　主として段ボール製の容器包装に係る物

（単位：ｔ）

市町村（組合）	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
秋田市	—	—	—	—	—
能代市	250.00	232.00	215.00	200.00	200.00
横手市	307.00	305.00	303.00	301.00	300.00
大館市	343.10	336.60	330.00	323.70	317.40
男鹿市	113.00	111.00	109.00	108.00	106.00
湯沢市	180.00	183.00	186.00	189.00	192.00
由利本荘市	531.00	521.00	517.00	512.00	508.00
潟上市	557.91	547.88	546.79	545.70	550.34
大仙市	341.00	341.00	343.00	344.00	345.00
北秋田市	166.00	164.00	161.00	159.00	156.00
にかほ市	299.00	297.00	295.00	292.00	290.00
仙北市	101.00	100.00	100.00	99.00	99.00
上小阿仁村	14.70	14.40	14.30	13.90	13.60
藤里町	7.00	7.00	7.00	7.00	7.00
三種町	—	—	—	—	—
八峰町	15.00	15.00	14.00	14.00	14.00
五城目町	4.00	4.00	4.00	4.00	4.00
八郎潟町	41.00	41.00	41.00	40.00	40.00
井川町	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00
大潟村	3.50	3.50	3.50	3.50	3.50
美郷町	49.00	48.00	47.00	46.00	45.00
羽後町	66.00	67.00	67.00	67.00	67.00
東成瀬村	9.00	8.80	8.60	8.40	8.20
鹿角広域行政組合	147.00	144.00	142.00	140.00	138.00
鹿角市	126.00	123.00	122.00	120.00	119.00
小坂町	21.00	21.00	20.00	20.00	19.00
合算量	3,555.21	3,501.18	3,464.19	3,427.20	3,414.04

⑷　主として紙製の容器包装であって、飲料を充てんするための容器（原材料としてアルミニウムが利用されているもの及び主として段ボール製のものを除く。）に係る物

（単位：ｔ）

市町村（組合）	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
秋田市	—	—	—	—	—
能代市	—	—	—	—	—
横手市	—	—	—	—	—
大館市	—	—	—	—	—
男鹿市	—	—	—	—	—
湯沢市	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
由利本荘市	—	—	—	—	—
潟上市	71.18	69.91	69.77	76.59	83.38
大仙市	5.00	5.00	6.00	7.00	8.00
北秋田市	16.00	16.00	15.00	15.00	15.00
にかほ市	—	—	—	—	—
仙北市	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00
上小阿仁村	0.90	0.90	0.90	0.80	0.80
藤里町	—	—	—	—	—
三種町	—	—	—	—	—
八峰町	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
五城目町	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00
八郎潟町	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00
井川町	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00
大潟村	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50
美郷町	—	—	—	—	—
羽後町	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
東成瀬村	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10
鹿角広域行政組合	—	—	—	—	—
鹿角市	—	—	—	—	—
小坂町	—	—	—	—	—
合算量	106.68	105.41	105.27	112.99	120.78

発 行 者　秋　田　県　秋田市山王四丁目１番１号
購読料金　一ヶ月 3,675円（税込み）
印 刷 所　株式会社　松原印刷社　秋田市山王七丁目５番29号
電話：018－862－8766　FAX：018－863－0005
URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印 刷 者　松原　繁雄　秋田市山王七丁目５番29号